

学位論文題名

## 貧困・低所得家庭における教育費負担

—福祉(修学)資金貸付制度利用者を中心に—

### 学位論文内容の要旨

日本では長年にわたり、子どもの教育にかかる費用の多くを家族が負担してきた。家族の教育費負担に関する研究はこれまでも取り組まれてきたものの、多くは支出の「結果」に関する分析であり、実際に家庭でどのように教育費用を捻出しているのか、それが子どもたちの教育機会にどのような影響を与えているのかは明らかにされてこなかった。本研究では、貧困・低所得家庭の教育費負担の実態を明らかにし、その負担を軽減するために現在とられている制度—社会福祉における修学資金貸付—が果たしている役割について検討し、そこから日本の教育費負担の特徴について考察することを目的とした。

1章では、「全国消費実態調査」を用いた分析を行い、半ば強制的にかかる学校教育費用の負担が低収入の家庭ほど大きいこと、同時に、低収入の家庭では補助教育や学校外での活動のための費用をかけられない実態を明らかにした。さらに、母子家庭に対する聞き取り調査結果を利用して教育費用の調達や捻出方法に関する分析を行い、その家庭の持つ費用調達手段、生活上の問題の有無、教育に関する親自身の経験といった家庭の持つ諸資源に教育支出のあり方が規定され、資源が脆弱な家庭では、費用の調達ができず、そのことが高校や大学への進学をあきらめるという「選択」に帰結していることを述べた。

2章では、修学資金制度が歴史的にどのような要請のもとに成立し、展開していったのかを既存の資料を用いて確認した。修学資金は一般的な奨学金制度などでは対応できない、貧困・低所得にある子どもたちの教育機会を保障する社会福祉制度として成立したものである。しかし、奨学金制度の補完ということを超えた独自性を確立することがないままに推移し、また奨学金と同じ「貸付」という方法でそもそも子どもの教育機会の保障は達成されるのか、といった視点からの議論もなかったことを指摘した。

3章では、現在の修学資金制度の特徴を、日本学生支援機構奨学金との異同を意識しながら整理した。修学資金は奨学金と異なり利用手続きが学校では行われず、学力基準というハードルを伴わず、貸付や償還に際して「相談援助」活動が行われる点に特徴がある。しかし、修学資金を利用するには何らかの形で親が必ず債務者として加わらなくてはならないという、日本学生支援機構奨学金にくらべて、とくに「親子連帯」の性格が強い制度であることを浮き彫りにした。

4章と5章では、修学資金に関する利用者調査結果を用いて、修学資金を実際に利用し

た子どもとその家族の状況を、資金の申し込み時・就学中・その後の返済の様子にわたり検討した。ここからは、低収入をはじめとするさまざまな生活上の問題を抱える中で金銭的な準備を行えないまま進学の時期を迎えた家庭にとって、修学資金は子どもが学校に行くための「最後の手段」ともいうべき位置を占めるものであり、貧困にある子どもの教育機会の保障に一定の役割を果たしていることが確認できた。だが、修学資金は教育を受けている間の生活までを安定させるものではなく、教育費自体の軽減も十分なものとはいえない。さらに、高校進学という早い段階からこの資金の利用が必要になるような経済状況にある家庭の子どもほど、子ども自身が抱える教育費負担＝将来の返済が大きなものになるという限界をもつことを明らかにした。

6章では、以上をふまえ、日本の教育費負担のあり方とそれが貧困・低所得にある子どもとその家族に与える影響について考察した。日本における家族と子どもの教育費負担を軽減するためにとられている制度は、日本学生支援機構奨学金や国民金融公庫の教育ローンを含んで「貸付」を中心に成り立っており、その中に修学資金も存在する。修学資金利用者は、経済的に低位の状況にあるだけでなく、一般に家庭の学習環境の不利の蓄積によって学力も低位にある。これは、一部を除き、卒業後の子どもたちの就職などを展望したとき、社会的に最も不利な位置にいる子どもたち・若者たちへの教育保障が、返済という面でも困難が最も伴いやすい「貸付型」の制度であることを意味している。貸付は「進学時の費用負担の一時的な軽減」という、いわば対処療法であり、最終的には「返済」の形で本人や家族に費用負担が求められてくる。このような借金を回避して、あるいはこの制度さえ利用できずに教育費を負担できないとき、それは「教育を受けること」自体から脱落することを意味する。ここでは、子どもたちに蓄積された不利はなかなか解消されることはない。かくして、家族の負担が大きいという教育費の構造的な枠組みの中で、今度は貸付制度を通して、その不利をほとんどそのまま再び体现しているのが修学資金制度であることを強調した。

現在の教育費負担のあり方は早急に見直されなくてはならない。その際に重要なことが2点、本研究から示唆される。ひとつは、子どもの教育費について「家族の負担」を前提にしない構造への転換の重要性である。とくに高校において必要とされる教育費用については、その無償化も視野に入れ、社会全体で保障・負担しなくてはならない。もうひとつは、そこに行くまでに、貧困・低所得にある子どもたちには、まずは給付型の制度で対応する必要があるということである。社会的に最も不利な状況に置かれた子どもに対して、すべて貸付型の制度で対応がなされる現状が変えられなくてはならない。現在の負担のあり方が維持される限りは一たとえば、現在の奨学金制度において「充実」として目指されている対象者数や貸付額の増加がなされたとしても一教育費の負担とそれに起因する不平等は解消されず、むしろ拡大していくと思われる。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 青 木 紀

副 査 教 授 坪 井 由 実

副 査 准教授 岩 田 美 香

副 査 教 授 杉 村 宏 (法政大学現代福祉学部)

学 位 論 文 題 名

## 貧困・低所得家庭における教育費負担

－福祉（修学）資金貸付制度利用者を中心に－

本論文は、日本における貧困・低所得家庭の教育費負担の現状を明らかにし、その負担の軽減のために福祉修学資金が果たしている役割を検討している。具体的には、経済的不利にある家庭を対象にした、日本学生支援機構（旧育英会）とは別の、社会福祉制度による貸付＝修学資金に焦点を当てて分析している。この制度は、学生支援機構奨学金と同じ貸付型であるという点で日本の教育費負担軽減策にみる共通する性格を有し、しかし同時に、いわゆる学力点を考慮しないで借用できるという点で特異性を持っている。そのことから、本研究は、経済的にも学力的にも、もっとも不利を負っている子ども・若者たちに対する教育援助が、果たして真の援助たり得るものになっているかの検討を直接の課題としながら、同時にまた、日本の教育費負担の不平等の構造を明らかにする内容へと展開させているところに特徴がある。

このような領域あるいは問題意識の研究は、日本の教育学研究のとくに弱い部分でもあり、近年ようやく分析され始めたところである。その点において本研究は貴重な位置を占めている。本論文では、まず最近の研究動向の検討と課題の設定をふまえ、はじめに家計における子どもの教育費の階層的分析を行い、ついで母子世帯を中心に教育費用調達の現状について言及している。そして、費用調達が困難な家庭に対して貸し付けられる社会福祉制度としての修学資金（生活福祉資金貸付制度、母子及び寡婦福祉資金貸付制度）の歴史的経緯を、生活保護制度や旧日本育英会奨学資金制度との関連で整理している。その上で、上記2つの修学資金利用の実際を検討し、最後に日本の教育費負担の構造の中にこれを位置づけ、問題点を明らかにし、今後の奨学金制度の見直しにも言及している。

本論文の具体的成果について言えば、大きくは3つある。1つは、貧困・低所得家庭を代表する母子世帯を中心に、修学資金の借用から管理、その後の返還過程をアンケート調査とインタビュー調査を通じて明らかにしていることである。このように、量的なデータと質的なデータを収集し、詳細に分析したものはない。とくにその中であらためて確認されているのは、もっとも家族資源の脆弱な階層がまたもっとも「親の責任」を前面に出す

ことを余儀なくされながら、この困難に対応している現実である。すなわち、しばしば聞かれる「せめて高校までは」という親の願い（それはだれもがうなずくであろう教育の最低限保障といってもいい）の実現も、実に不安定な生活基盤によって支えられていることを実態に即して明らかにしている。

2つには、もっとも興味深いのは、修学資金借用は両制度とも無利子という特典はあるものの、学生支援機構の奨学金とともに「貸付ローン」であるという性格から規定されてくる意味を実証的に分析していることである。つまり、経済的な不利だけでなく、学力点で学生支援機構の奨学金から排除された子どもたちとその親が「連帯責任」で借りたローンは、高校中退でも、高校卒業でも、専門学校あるいは短大、4年制大学卒業でも、学校を離ればすぐに返却が始まる。しかし、もともと随伴させている社会的不利を卒業後の「良い」就職で補うことは難しく、この制度の精神が「自立助長」にあるにもかかわらず、むしろこれをしばしば阻害している。言い換えると、それゆえ社会福祉の修学資金とは、むしろ自立促進というより「教育の機会均等」を保障する最後の手段であり、当たり前とも言えるが、それ以上ではない（生活保障ではない）ということである。かくして、きわめて脆弱な経済階層の子どもと親に、給付ではなく貸付というアプローチで対応するという矛盾をつねに露呈させやすいのが、この社会福祉による修学資金制度であるという特徴を浮き彫りにしている。

3つは、以上の分析を、最終的には日本の教育費負担の構造の中に明示的に位置づけることによって、貸付型の奨学金なりその他の教育ローンがベースとなって引き起こされている問題、すなわち返還までを視野に入れた教育費負担の不平等を、いっそうクリアに描き出している。そして、貧困・低所得家庭には、少なくとも高校進学においては「給付型奨学金」こそ、まずは最優先する必要があること、同時にソーシャルワーク的アプローチも一定の意味があることを指摘している。さらに加えて、本論文は、次の課題として、たとえば北欧を含む欧米諸国でも（授業料の無償・有償を問わず）貸付型教育ローンを基礎に高等教育が展開されているとき、その比較検討という新たな研究課題の設定を示唆している。それは今後、教育福祉的視点でアプローチしながら、同時に比較教育学あるいは教育行政的視点も入れた研究展望として興味深い。

とはいえ、議論の中で指摘された残された課題としては、子どもの権利条約や教育・学習権論あるいは日本学生支援機構奨学金の返還滞納の増加に見られるような利用者側の分析、あるいは高校教育無償化・義務化論との関連などがある。しかし、そのような検討課題が残されているものの、その不足を補ってあまりある内容を持ったのが本論文であると審査委員会は認めた。

よって、本論文は北海道大学博士（教育学）の学位授与にふさわしいと委員会全員一致で判断した。